

平成23年度 第5回 四国地方整備局事業評価監視委員会 議事録

1. 日時:平成24年3月15日(木)13:30~15:40

2. 会場:高松サンポート合同庁舎 13階会議室

3. 出席者

委員 : 矢田部委員長、高塚委員、土井委員、松根委員、三木委員、渡邊委員
四国地整:局長、次長、企画部長、河川部長、道路部長、営繕部長、用地部長、他

4. 議事内容

・事後評価審議

- 1) 宇治川床上浸水対策特別緊急事業
- 2) 肱川水防災対策特定河川事業(大和(郷)地区)
- 3) 吉野川総合水系環境整備事業(西村・中鳥、加茂第一)
- 4) 重信川総合水系環境整備事業(石手川)
- 5) 一般国道317号 大島道路
- 6) 一般国道196号 松山北条バイパス
- 7) 一般国道56号 五十崎内子拡幅

5. 審議結果

・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

1) 宇治川床上浸水対策特別緊急事業

「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

2) 肱川水防災対策特定河川事業(大和(郷)地区)

「今後の事後評価の必要性はない。ただし、既に本事業は完了しているが、東大洲地区における便益は現状では発現されておらず、他の下流対策箇所を進捗を待っている状況にあるため、今後は本事業を含め、河川事業全体としての進捗管理・事業評価を行い早期事業効果発現に努める。また、改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

3) 吉野川総合水系環境整備事業(西村・中鳥、加茂第一)

「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

4) 重信川総合水系環境整備事業(石手川)

「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

5)一般国道317号 大島道路

「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

6)一般国道196号 松山北条バイパス

「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

7)一般国道56号 五十崎内子拡幅

「今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は「妥当」である。

6. 委員からの意見・質問、それらに対する回答等 (意見・質問:ゴシック、回答等:明朝)

・事後評価対象事業

1)宇治川床上浸水対策特別緊急事業

○資料4の7頁と14頁では、放水路の断面構造が異なっている。14頁の断面では、下側の吹付コンクリートが薄くなっているが、地震時の心配はないか。

→ 岩盤や地下水圧の状況によって断面構造は異なっているが、地震時も考慮して設計しており心配ない。

○12頁において、シミュレーションによる事業前と事業後の実績を比較した事業効果が示されているが、シミュレーションの精度を確認するためには、事業後のシミュレーション結果と実績を比較する必要がある。事業後のシミュレーション結果を示して、十分な精度があることは確認しているのか。

→ 浸水被害が起こった複数の洪水に対して災害再現計算を行って、そのうち一番精度の良かったものをモデルの常数として選定しているので、精度検証はできている。

○事業評価という面で考えれば、12頁のシミュレーション結果と便益計算のシミュレーションの二つの整合性は如何か。

→ ほぼ同じモデル常数となっており、整合は取れている。

2)肱川水防災対策特定河川事業(大和(郷)地区)

○肱川の改修事業から、大和(郷)地区を取り出して評価しているが、こういう一つの事業を個別の地区毎に評価しなくてはいけない事情が理解しがたい。何故個別に評価する必要があるのか。また、東大洲地区における便益を事業規模で案分して、当該地区の便益とすることは理解するが、こういった方法は通常とられているものなのか。

→ 河川事業では、この「水防災対策特定河川事業」や「床上浸水対策特別緊急事業」といった一般の河川改修でわかない特定河川事業等については、個別に事業評価をすることになっていることから、今回事後評価を実施した。

今後は、東大洲地区の下流対策全体で一体として評価できるように、ご意見を議事録等に残した上で本省にも伝えていきたい。

○10頁の施工方法のところに、「土地区画整理と連携」とあるが、この事業評価では、例えば区画整理による資産価値の増加といった便益は含まれているのか。

→ 事業としては、県道改良事業や土地区画整理事業と連携して実施しているが、それぞれの目的に対しての効果を評価しており、この水防災対策特定河川事業の費用便益分析としては治水分の効果のみで評価している。

○肱川中流部の治水安全度が1/15と小さいことが強調されているが、この事業によって治水安全度はいくらになったのか。

→ この地区の治水安全度は、1/20から1/40となった。

○築堤方式に替えて宅地嵩上げ方式にした理由、築堤よりも嵩上げが良いという基本的な考え方は何か。

→ 築堤方式では地区内の40戸の家屋移転が必要となりコミュニティが成り立たなくなることと、費用面でも築堤方式よりも数億円安価であったことから、この宅地嵩上げ方式を採用した。

○29頁で、資産評価単価が平成23年2月版とある。評価年度が23年度であるのに、前年度の2月版を採用した理由は。

→ 最新版であった平成23年2月版を採用しており、毎月出るものではない。数日前に平成24年2月版が出たが、今回の評価には間に合わなかった。

○本地区では宅地嵩上げ方式しかなかった訳で、この様に、効果が相互に関連する事業は、河川事業全体での評価をした上で、個別事業についての効率性を確認すべきではないか。

○「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性(案)」において「必要性はない」とあるが、この事業に関しては見直しというものを強く意識して頂く必要があるのではないか。

→ 河川事業の事業評価において、河川全体を一つの事業単位として捉えた場合、工期が超長期となったり、事業規模が膨大となって、個別の事業の必要性や評価がわかりづらくなってしまいうために、予算区分毎に個別に評価することとしている。

ご指摘も踏まえて、他とは違う評価手法の方が判りやすいのではないかということについては少し検討させて頂いて、上手い方法が見い出せれば改善も考えていきたい。

○宅地嵩上げを採用した場合と採用しない場合について、住民の目線の方から見たシミュレーションの様なものを提示されれば判りやすいのではないか。

文章だけで説明するよりも、嵩上げ方式の方がどれだけ環境が良くなるかということがよく判ると思う。

→ ご指摘も踏まえて、そういったことを金銭換算以外にうまく表現できるような方法について、なお検討を進めて参りたい。

3)吉野川総合水系環境整備事業(西村・中鳥、加茂第一)

○完成時のアンケート調査は、実際に住民に利用してもらった後に実施したのか。着手時に比べて、完成時の便益が非常に上がっているということは、住民がそれを、いいものだという評価をしたと解釈しているのか。

→ 今回のアンケートは施設完成後の平成22年度に実施した。実際にここを使って頂いて、その価値というか効果を実感して頂いた後のアンケート結果であり、少し評価して頂いたのかなと思っている。

○完成時の支払意志額は、一世帯当たり月額674円であるが、着手時はどうだったのか。現場を訪れて、体験することによって上昇したのではないと思われるのだが。

→ 加茂第一は旧三加茂町という狭い範囲で実施していることもあり、925円と少し高額。一方、西村・中鳥は、この地域ではアンケートを実施せずに、全国的な類似例を簡易的に流用して425円。2箇所を平均すると675円であり、完成後のアンケート結果とそれほど変わらない。

○事業費が随分増加しているが、その理由は。

→ 事業費の増加として、特に西村・中鳥箇所で増加しているが、これは中鳥川の水辺の楽校だけでなく、吉野川の環境護岸を整備して欲しいとの要望を受けて追加したためである。

○西村・中鳥箇所、加茂第一箇所は、それぞれに構想テーマやコンセプト、基本方針がある。これらはCVMの結果からは、十分達成されているのかどうか、わかりかねるのだが、その点は如何か。

→ 当初掲げたテーマに対してCVMによる、達成度合いの把握はまだ不十分であり、工夫が必要と思っている。

アンケート調査の中で、意見を記載いただく欄があるので分析することも考えたい。

○効果把握のために行っているアンケートの回答の中から、当初目標の達成度合いについても分析して頂いて、わかりやすく結果を伝えて頂きたい。

4) 重信川総合水系環境整備事業(石手川)

○整備効果として、平成12年度と平成21年度の利用者数の比較があるが、この利用者数ほどの様に調査したものか。また、平成21年度の利用者数は2千人を超えているが、CVMの対象地域の世帯数が25万4千であり、人と世帯の違いはあるが、1%程度の利用者数であるので、この利用者数については、どの様に捉えているのか。

→ 利用者数は、調査を実施した日の利用者数である。平成21年度の2千人については、結構な利用者数になっていると認識している。

○CVMとしては、小野川の水質浄化によって、石手川の水質が改善されたことも評価の対象となっているのか。

→ アンケート調査としては、河道整備事業と水質浄化事業の両方を説明した上で回答して頂いており、水質改善の評価も含まれていると考えている。

○本事業は、回収率が5割で、有効回答数が8割ゆえ、全体に占める有効回答は約4割で、支払意志額が約300円。一方、先程の吉野川は、全体に占める有効回答が2割強ながら、支払意志額が670円と高額であった。

この様に、有効回答率の差や支払意志額の分布が両者に於いて異なっているが、何故こういう差が生まれるのか。

→ 重信川の整備は、グラウンド等の施設整備ではなく、また、その範囲も狭い。一方、吉野川は駐車場もあって遠方から来られる上に、規模も大きく、多様な利用が可能であることから支払意志額に差が出たのではないか。

有効回答率については、例えば吉野川の方は治水効果がある点を評価している回答が有り、このような回答については排除せざるを得ないために有効回答率が低くなっている。

有効回答数が、少しでも多くなる様な工夫を考えて参りたい。

○15頁、前回評価時との比較として、前は重信川水系で、今回は石手川とあるが、対象としている事業そのものが異なるのか。今回の評価結果も十分高いが、前回に比べると下がっている様だが。

→ 前は、石手川を含めた重信川水系全体の評価であるが、石手川の占める割合は高いので事業内容として大きく変わるものではない。

便益の減少は、事業効果の発現時期の見直しとアンケートの取り方を多段階項目選択として6段階から8段階へとなったことや月額だけでなく年額を提示した上で評価して頂く等によって、全体として支払い意志額が下がったと思われる。

5)一般国道317号 大島道路

○B/Cが大きく下がったことについて、その明細を教えてください。

→ 将来交通量が、10.8千台から3.4千台へと約30%に減少したこと。費用便益分析マニュアルの見直しによって、原単位等が変更されたことで便益が約70%に減少したこと。並行する現道と大島道路の速度差が小さくなったことで便益が約50%に減少したこと。これらを加味して、単純に掛け算をすると、約1割であり、B/Cが3.4から0.4になった結果とも概ね整合する。

○費用便益分析については、マニュアルに基づいて実施する必要があるが、それと同時に、マニュアルや既存の規定されている方法等が今後とも適切であるのかどうなのかということを中心に判断して評価していくということが、一層大事になるのではないかなと思う。

数値だけが全てではないとはいえ、もし次回評価するとしたら、この0.4という数値が、更に下がらないように、今回の評価結果を真摯に見ていくことが、今後の評価、そして国土交通省の行政に対する信頼性というものを維持し向上させていくことにつながると思うので、是非そのところをよろしくお願いしたい。

6)一般国道196号 松山北条バイパス

(特になし)

7)一般国道56号 五十崎内子拡幅

○18頁、走行経費減少便益がマイナスとなっているが、これはどういう意味か教えて欲しい。

→ 本事業は現道拡幅事業のため、走行経費減少便益が少ない上に、4車線化された前後の2車線区間では交通量の増加による走行速度の低下によって経費が増加したこと、城廻地区が中止となったことで同地区の便益が無くなったことから、全体としては走行経費が上がったためである。

○人口集中が小さいところでは、なかなか便益が出てこない中、道路整備によって農林水産業がどの様に変化したのか、更に変化していくのかというところをも丁寧に見ていくことが大事ではないか。

道路整備による効果の16頁の下にある「声」の部分は、金額に換算すると少ないのかもしれないが、こういうところを丁寧に拾っていくことも、今後の道路整備事業の評価において、大事になってくるのではないかと思うのだが、如何か。

→ 事業単位の評価では個々の事業の効果が小さくなることもあるために非常に説明しづらいが、ネットワークとして評価すれば地域経済の変化などより長い期間での分析が可能になると思われる。

B/Cでは十分に表すことができない事情を説明するといったことも含めて、今後しっかりと検討していきたいと考えているので、ご指導をお願いしたい。